## 秋田市長 穂 積 志 様

地方独立行政法人市立秋田総合病院 評価委員会委員長 鈴 木 明 文

地方独立行政法人市立秋田総合病院第1期中期目標期間 に係る業務実績見込み評価書について(答申)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。) 第28条第4項の規定に基づき、平成30年7月26日付け平30福総第 1274号で諮問のあった地方独立行政法人市立秋田総合病院第1期中期 目標期間に係る業務実績見込み評価書に対する当委員会の意見は、下記の とおりです。

記

- 1 項目別評価実施状況において、中期計画の次の5項目については、法人の自助努力以外の要素が業務実績に与えた影響はあるものの、中期計画に沿った医療の提供がなされていることから、Ⅲ評価からIV評価とすることが適当である。
  - 1 良質で安全な医療の提供
    - (1) 高度・専門医療の提供 オ 精神疾患への対応
    - (3) 採算性が低い医療の提供
      - イ 精神医療
    - (6) 女性と子どもに優しい病院づくり
      - ア 女性に優しい病院づくり
      - ウ 産科医療の充実
      - エ 遺伝カウンセリング外来の運営
- 2 業務実績をより的確に評価できるよう、中期計画の目標指標を適切に 設定するよう法人に働きかけること。